

令和元年第3回滝川市議会定例会（第15日目）

令和 元年 9月18日（水）

午前 9時56分 開 議

午前11時55分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 4号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

日程第 4 報告第 5号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

日程第 5 報告第 6号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

日程第 6 報告第 7号 監査報告について

報告第 8号 例月現金出納検査報告について

日程第 7 意見書案第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた要望意見書

日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（16名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	6番	渡邊龍之君
7番	関藤龍也君	8番	寄谷猛男君
9番	佐々木和代君	10番	安楽良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	前田康吉君	副 市 長	千田史朗君
教 育 長	山崎 猛君	監 査 委 員	宮崎英彰君
会 計 管 理 者	田湯宏昌君	総 務 部 長	中島純一君
総 務 部 次 長	長瀬文敬君	総 務 部 次 長	柳 圭史君
市 民 生 活 部 長	浦川学央君	保 健 福 祉 部 長	国嶋隆雄君

産業振興部長	鎌田清孝君	産業振興部次長	阪本康雅君
建設部長	山崎智弘君	市立病院事務部長	椿真人君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	廣瀬一仁君
監査事務局長	杉原慶紀君	総務課長	深村栄司君
企画課長	諏佐孝君	財政課長	堀之内孝則君

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	次長	菊田健二君
書記	村井理君	書記	池田茂喜君

◎開議宣告

- 議長 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において寄谷議員、佐々木議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合8名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位9番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
山本議員の発言を許します。山本議員。
○山本議員 会派みどりの山本であります。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、農政部と経済部の統合による成果について

まず初めに、市長の基本姿勢ということで、農政部と経済部の統合によりまして産業振興部が新たにできているわけでありまして、前田市政の1期目のときに農政部を経済部から独立して、また農政部をつくった経過があるわけですが、前副市長が退職なさるときにもう一度統合したほうがいいのではないかということで、2期目には再度産業振興部となって新たに再生したわけでありまして、その間横の連携をしながら、経済界と農業界の垣根をとった市政を運営するのだということでありまして、いろいろ農業関連の企業誘致等成果はあったと思うわけですが、農業関連団体からのいろいろな話を私もお伺いしますが、まだまだいろいろな課題もあるのではないかと思っておりますので、その辺の認識についてお伺いをいたします。

- 議長 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

- 総務部長 おはようございます。山本議員のご質問に答弁をさせていただきます。

農政部、経済部の統合につきましては、経済、農政部門の連携強化のため平成27年7月から産業振興部を設置いたしました。昨年第2回定例会での答弁とも重複する部分もあるかと思いますが、本市の基幹農業であります農業を基軸とした農商工連携を一層強化し、農業分野での企業連携等による雇用創出の推進を狙いとしたものであり、生産から販売まで切れ目のない農業振興に取り組むことによって農業の法人化や農業分野での雇用創出を図るほか、市場が求めるものをつくる視

点により農業の新たな展開を目指すこと、さらには企業との連携による将来的な企業誘致にもつなげていきたいとの思いからであります。農業振興施策を担う農政課と農商工連携や農業関連産業の誘致を担う産業振興課がそれぞれの役割のもと連携を図りながら、業務を推進してきております。

近年の成果といたしましては、株式会社夕張ツムラや株式会社松尾めん羊牧場の進出のほか、ワイン製造に向けてブドウ栽培を開始している株式会社そらぶちファームの参入、太陽光発電を行っている国際航業株式会社との連携によるICT農業の実証試験実施などが上げられます。このように農商工連携のもとさまざまな効果が生まれてきていると考えておりますことから、今後におきましても現状の体制を維持してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。山本議員。

○山本議員 ちょっと1点だけ、滝川市の中では商工の連携ということで一体となってやりたいというけれども、まだまだ国のほうでは経済産業省と農林水産省ということで縦割りであります。そんな中で、両方の補助金を含めて政策や何かが滝川のまちに来て融合できればいいのですけれども、そういった部分を今後とも期待したいと思うのですけれども、そういった取り組みをしていただくかどうかだけお伺いしておきたいと思っております。これは、産業振興部長に聞いたほうがいいのかな。ちょっとお願いいたします。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ご質問をいただきました。確かに国のほうではいわゆる農商工の連携ということにおいては、補助金等も含めまして制度化されていない部分がまだまだあるのだろうというふうには認識しておりますけれども、少なくとも滝川市におきましては農業、商工業をあわせまして新たな切り口での産業振興ということについて今後においても進めていきたいというふうに考えてございます。ともかく既存の進出企業等々も含めまして、これからも一層側面的な支援も含めまして進めていきたいということで考えてございますので、その点ご理解いただきたいというふうに考えてございます。

○議 長 答弁が終わりました。山本議員。

○山本議員 わかりました。

◎2、農業行政

1、営農指導対策について

2、石狩川河川敷等の鹿対策について

では、次に行きたいと思っております。農業行政の関係、私も農業をなりわいとしている議員の一人として、いろんな部分でこの議会の中でいろんな質問をさせていただき、まず初めに営農指導対策ということであります。過去には当市で営農振興室、市でもあった時代もありますし、農協のほうに職員派遣ということでたきかわ農協のほうにあった時代もあったわけで、現在営農振興の関係についてはたきかわ農協が担当するということではありますが、近年またまたTPPの推進であるとか、アメリカがTPP水準以上のものを求めてくるでありますとか、農業を取り巻く環境というのは非

常に厳しいものが見えております。

特に江部乙の丘陵地帯の畑作の菜の花まつりにも大切な主役を担っている菜種であります。そしてまた、輪作の大切な小麦、豆類、雑穀等々、いろんな課題がある現状にあります。そんな中で、特に菜種は今全国的に種作付ブームということで、作付が各産地で道内、道外かかわらずふえておりますけれども、今の菜種というのは外国産の菜種と製油業者が工場のラインを別にして搾らなければいけないということで、なかなか厳しい品種であるということを確認しております。そんな中で、今たきかわ農協のナタネ生産部会のほうでは、菜種の品種をダブルローといいまして全てのものに使える品種に転換を図ろうとしている関係がございます。そんな関係で、たきかわ農協のほうで普及センターの退職職員を雇用し、それらの畑作全般の営農指導とあわせて菜種の品種転換の研究をしようということで伺っておりますけれども、本市としてどのような支援をしていく考えがあるのかお伺いしておきたいと思っております。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 営農指導対策の件でございますが、まずご質問ありました菜種につきましては、市内農業関係機関で構成する営農振興対策連絡協議会での協議結果を踏まえ、滝川市及びたきかわ農業協同組合が主体となって、残渣の飼料化が可能なダブルロー品種の菜種の品種の導入に向けて、地域適応性試験の実施を北海道に要望しているところでございます。そのほかにも近年秋小麦において発生が散見されるなまぐさ黒穂病対策といたしましては、圃場を巡回し、発生圃場でのすき込みを実施し、指導を行っているほか、北海道の事業である地域づくり総合交付金を活用し、たきかわ小麦採種組合による種子消毒設備の導入の支援などを行うなど、必要な畑作の対策を行っているところでございます。また、ほかの品種の課題解決に向けましても、引き続き農業関係団体と役割分担を図りながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、先ほどお話がありましたダブルローとか新たな品種の開発の取り組みにつきましては、現在農業改良普及センターの退職者の雇用をたきかわ農業協同組合から滝川市、芦別市、赤平市の管内3市に対して人件費に対する財政的な支援を受けたところでございますが、3市で協議した結果、いずれの市においても行政が他の団体職員の人件費を負担している事例がなく、制度に対応が困難なことから財政的な支援は行えないと回答したところでございますが、農業改良普及センターの退職者の雇用に当たっては、全道的に普及指導員が不足しており、北海道との事前の協議が必要なため、たきかわ農業協同組合の意向を踏まえながら、雇用に向けた北海道との調整など側面的な支援を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。山本議員。

○山本議員 今市のほうでは財政的支援はできない、側面的というお考えでありますけれども、過去には農政部があった時代に普及センターの退職職員を市で直接雇っていた時代もあったわけなのですけれども、市長にお伺いしたいのですけれども、将来的に必要性が出たときに滝川市で直接雇うというお考えを持てるかどうかだけ市長にお伺いしておきたいと思っております。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市長 過去にそのような経緯があったということでございますが、現在制度的な問題から農協のほうにはそのように回答を申し上げたところであります。今後どうしても必要という可能性の中で要請があった場合には検討する余地はあるわけでございますけれども、なかなか厳しいものがあるのかなというふうな思いは持っております。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。山本議員。

○山本議員 わかりました。

次に行きます。それでは、最後になりますけれども、石狩川河川敷の鹿対策についてお伺いをしたいと思います。近年鹿が全道で非常にふえておりまして、皆さんもご存じかと思っておりますけれども、石狩川の河川敷に相当数鹿が出没するようになりました。当然石狩川河川敷の近くにあるちょっと見えにくいぼみの水稲でありますとか野菜畑だとかそんなところに鹿が出没して、農業被害をしておるわけでありまして、本市としても農政課のほうで電牧等の補助金を出して対策を行っているところでありますけれども、この石狩川河川敷を含めて適正な生息数に減らしていくことが大切、全部駆除をと言っているわけではないのですけれども、適正な頭数まで管理をする必要があるのではないかと思いますし、また近隣の石狩川含めて関連市町村もそれなりの大なり小なりの被害はあると思うのですけれども、それらの連携についてどうお考えかとお伺いしておきたい。これにつきましては、今滝川市の中でもいろんな部署にまたがっているかと思うのですけれども、適切な対応のお答えをいただきたいと思っております。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 鹿の対策についてということですが、道が策定します2019年度エゾシカ捕獲推進プランによりますと、北海道全体におけるエゾシカの個体数管理の達成状況は、直近のデータであります平成29年度におきまして前年度を6.4パーセント上回る12万8,000頭が捕獲されています。滝川市におきましても前年度を4.9パーセント上回る107頭が捕獲されておりますが、依然として北海道全体における個体数は高い水準で推移しているとのことであります。これまでさまざまな個体数削減の取り組みによりまして北海道全体における農林業被害額は、ピーク時の64億円から39億円まで抑制されておりまして、滝川市におきましてもここ数年は100万円前後の被害額で推移しております。

ご指摘の河川敷付近につきましては、平地で、かつ近くに民家等もありまして、銃器による駆除は困難なため大変苦慮しております。市としましては、エゾシカの個体数を減少させ、農業被害を少なくするため、引き続き滝川ハンタークラブの皆さんの協力のもと捕獲頭数の確保に努めるとともに、市が単独事業で実施しています電牧柵の補助をさらに活用していただけるよう努めてまいります。

あわせてエゾシカ捕獲は、北海道全体の問題ですので、北海道市長会を通じて国に対し鳥獣被害防止総合対策の予算の確保ですとか捕獲の担い手の確保を求めています。また、関係市町との連携につきましては、中空知定住自立圏構想推進会議において各市町間で被害実態や防止対策を情報共有する中で、隣接する市町との連携について模索していきたいと考えておりますので、ご理解いた

だきますようお願い申し上げます。

○議 長 答弁が終わりました。

○山本議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

引き続き水口議員の発言を許します。水口議員。

○水口議員 会派清新の水口でございます。私平成18年以来の一般質問ということでございまして、この後初登壇をされます佐々木議員と同じような緊張感を持って、これから通告に従いまして一般質問を行わせていただきたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、第1期総合戦略について

2、第2期総合戦略について

3、人口減少問題について

それではまず、1件目の市長の基本姿勢、第1期総合戦略についてであります。平成26年、日本創成会議の消滅可能都市の公表に端を発し、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしました。この総合戦略は、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する、こういう4つの基本目標を掲げ、そして地方版総合戦略を策定し、平成27年度より今年度までの間、取り組みを進め、先日常任委員会で報告がございました。国は、特に東京一極集中を解消し、地方の人口減に歯どめをかけることを地方創生の看板として掲げていたことが注目をされておりましたが、新聞報道等では5年間の評価として、地方創生の熱どころへ、地方創生続く試行錯誤など、さらに地方は疲弊し、厳しい論調になっております。今年度第1期の年度末を控え、市長としてこの現状を踏まえ、どのような所感をお持ちかお伺いいたします。

○議 長 水口議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの水口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

急激な人口減少と少子高齢化という構造的な課題に国を挙げて対応するために、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、国において5カ年の基本目標や具体的な施策をまとめましたまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされました。総合戦略では、人口減少の克服と地方創生の推進に向けて4つの基本目標、地方に仕事をつくる、地方への人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、地域と地域を連携するを掲げ、東京一極集中の是正や若者の地方における就労機会の確保などにより、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環の確立が目指されてきたところであります。

一方で平成30年度においても東京圏への転入超過は13万6,000人となり、その大半が15歳から29歳までの若年層が占めていることに見られるように、地方における人口減少と人口減少に起因する働き手不足による地域経済の縮小という負のスパイラルには歯どめがかかっていない

ものと認識をしております。国においては、次期戦略の策定に向けて、関係人口の拡大など新たな視点を取り入れた方針を示したところでありますので、今後策定されます国の次期総合戦略、あるいは道の総合戦略の内容を勘案しつつ、本市におきましても引き続き地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。水口議員。

○水口議員 ただいまは次期の総合戦略の中でというお話がございましたので、後ほど質問を予定しておりますので、その中でまた確認をしてまいりたいと思います。

それでは次に、本市は米を中心とした基幹産業としての農業など、人口減少問題の克服と将来に向けた成長力の確保を図るため、農と食を生かした雇用創出と地域産業の育成支援、全ての子供の成長の支えと教育環境の構築、プラチナコミュニティの形成と暮らしやすさの追求を基本目標に掲げ、先日各常任委員会において進捗状況とK P Iの達成度についての報告がございました。17事業について精力的に取り組みを進めてまいりましたけれども、現時点における総合戦略を推進し、どのような成果があったかについてお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 国におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方での取り組みを促進するため、全ての地方自治体に対して地方版総合戦略を策定することを求め、本市におきましても国の方針に基づき、ただいま議員の質問の中にごございました3つの基本目標掲げ、本市が保有する生かすべき資源とその独自性を最大限に活用し、人口減少問題の克服と将来に向けた成長力の確保を目指してまいりました。

総合戦略の成果でございますが、さきの各常任委員会においてご報告申し上げておりますように施策ごとに設定した重要業績評価指標、いわゆるK P Iにつきましては、最終年度を前に達成している施策も多く見られる状況となりました。しかしながら、個別の施策においてK P Iの達成が見られる状況ではございますが、それが直接的に市全体における雇用の創出や働き手の確保、ひいては地域経済の活性化に目に見えて結びついている状況にはまだないというふうに考えております。同様に人口減少の抑制につきましても、昨年度に陸上自衛隊滝川駐屯地の改編に伴い隊員数が増加したことにより一定の抑制効果があったと考えておりますが、市全体を見ますと総合戦略の取り組みによる目に見えた効果は現時点では必ずしも結果にあらわれていないというのが現状であります。各地方自治体で同様の取り組みをしている状況でありながら、東京圏への転入超過が引き続き増加している状況を鑑みますと、自治体が単独で実施する人口減少対策には限界があると判断しているところでもございます。

このように本市における総合戦略の推進につきましては、それぞれの施策ごとに見ればおおむねその目的を達成する見込みではありますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、国が総合戦略策定の目標とした仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込むような好循環を形成するにはまだまだ時間を要するものと考えているところでもございます。

今後国及び道の策定状況を見ながら、本年度中に次期総合戦略策定に向けた作業を進めてまいり

ますが、これまでの5年間で取り組んでまいりました施策について効果検証を行い、課題の把握に努めつつ、次期総合戦略の策定に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。水口議員。

○水口議員 それでは、ただいまの成果を踏まえまして、次の質問に移りたいと思います。

第2期総合戦略についてであります。国の第2期総合戦略では、4つの基本目標をベースとしながら、地方への人と資金の流れを強化する、人材を育て生かす、民間と協働するなど新たな視点が盛り込まれております。先日の新聞報道に芦別発で東京のIT企業が芦別市内に事業所を開設し、休暇をとりながら仕事をするワーケーション、ワークとバケーションをあわせた造語ということのようでございますが、そのようなスタイルを導入し、芦別に滞在をする記事が掲載をされ、また昨日もワーケーションに関する記事が掲載をされ、さらには先ほどの市長のご答弁にありましたが、関係人口についても掲載がされておりました。まさに地方への人の流れで、これこそが地方創生であるというふうに考えております。本市として、第2期総合戦略策定に向け、新たな視点として重点施策について現時点での見解をお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 本年6月に国が示したまち・ひと・しごと創生基本方針2019におきましては、第2期総合戦略の策定に向けて、第1期戦略の枠組みを継続しつつ充実強化を図ることとされております。また、第2期総合戦略策定における新たな視点として、関係人口の創出、拡大やいわゆる政府が提唱するテクノロジーを活用した社会の仕組みをつくるソサエティー5.0の実現に向けた技術の活用、地方創生の基盤をなす人材育成、民間との協働などを施策の中に盛り込むこととされているため、本市におきましても次期総合戦略の策定に向けて基本的には現戦略の枠組みを維持しながら、これらの新しい視点を取り入れた施策展開が必要と考えております。

次期戦略策定に向けての重要事項というご質問でございますが、現総合戦略の効果検証を十分行った上で必要な施策について検討してまいりますので、現時点では個別の施策について申し上げる状況にはございませんが、市内企業の人材不足に対応する外国人材活用事業など、またただいま議員からお話のありましたワーケーションの活用なども含めて、本市における喫緊の課題解決に向けて重点的な取り組みが必要であるというふうに考えているところでございます。

同様に地域における人材育成につきましても、これまでも中空知定住自立圏事業として合同企業説明会の開催により、高校生及び短大生に対し地域の仕事と企業を紹介し、地元定着に向けて取り組んできたところでございますが、本年度は芦別市、赤平市、滝川市、上砂川町の3市1町によるNAKASORAにこよう推進協議会が設立され、高校生、短大生及びその保護者を対象として就職支援セミナーや企業見学バスツアーの開催を通じて、地元で働くこと、暮らすことの魅力を伝える取り組みも予定されているところでございます。このように将来地域を支える人材を育成し、定着させるためには、高校生、短大生にこれまで以上に地域が抱える課題を認識してもらうことが重要であり、より踏み込んだ働きかけについても次期総合戦略を策定していく過程で検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。水口議員。

○水口議員 まず、今後の策定に向けてということでもありますから、なかなかこの段階で具体的なことをお伺いをするというのはまだ時期としては早いのかなというふうに思いますけれども、今回のこの第2期総合戦略の中ではかなり具体的に、例えば地方への企業の本社機能移転の強化であるですとか、あと地域の将来を支える人材育成のための高校改革というようなことで、明確に打ち出しているというような施策もあります。こういったことをどんな形で取り組めるのかは別といたしましても、この第2期総合戦略の中の重点的な新たな視点というようなことで今私が申し上げたようなことを今後検討していく、そのような考えがあるのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいまの再質問でございますが、国のほうもこれまでの第1期総合戦略の基本的な考え方につきましては、やはり仕事に着目した政策を基本としていたというふうに考えております。ただ、今国のほうで考えている第2期の方針につきましては、人に重点を置いていくという部分がかかなり基本になっているかなというふうに考えておりますので、ただいま議員からお話がありました民間との協働ですとか、あるいは新たな人材を育てるというような部分に力点を置くという部分については、次の戦略の中心になっていくのではないかなというふうに思いますが、まだ国の最終的な方針、戦略、あるいは道の戦略というのがはっきりしておりませんので、そういった状況も見ながら、滝川の戦略についても次期に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。水口議員。

○水口議員 それでは、次に参ります。

3番目、人口減少問題についてであります。平成24年度からの滝川市総合計画では令和2年の人口を3万7,299人と推計しており、このたびの総合戦略とともに策定をされました滝川市人口ビジョンの滝川市独自推計では3万9,693人ということで推計をしておりました。直近の8月末で4万18人ということでございまして、人口ビジョンの独自推計に近い推移をしております。先ほどもお話がございましたけれども、本市は本年の春に陸上自衛隊が第10普通科連隊から第10即応機動連隊に改編をされ、隊員の増強が図られたことは大変喜ばしいことであり、当初の推計よりこの4万人台を推移していることに対するその他の要因がございましたらお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 平成24年度に策定いたしました滝川市総合計画における令和2年の人口見通しは、ただいま議員からお話がありましたとおり、3万7,299人となっておりますが、令和元年8月末の人口がただいま議員からおっしゃられました4万18人ということで、約2,700人ほど実人口のほうが多い状況になっております。直近2カ年度における年度ごとの人口減少が約500名

となっていることから、本年度中においてほぼ同数の人口が減少したと仮定しますと令和2年度には3万9,565人となり、総合計画で推計した人口よりも2,200人多いこととなります。総合計画におきまして見込んだ人口を実人口が上回っている状況につきましては、ご質問の中にもございましたとおり、陸上自衛隊滝川駐屯地の改編における隊員及びそのご家族の転入による効果が大きいものと推察しております。

また、総合戦略におきまして学生、生徒の市内就職率を20パーセント以上とする数値目標を設定しておりますが、本年4月時点において25.3パーセントとなり、平成27年4月と比較しますと11.9パーセントの上昇が見られたことから、地元就職の増加についても人口減少の抑制に一定の効果があったものと考えております。

このほか國學院大學北海道短期大学部におきましても入学生の確保が順調に推移しており、こうしたことも含め、結果として総合計画において算出した人口推計と比較しますと、その後に取り組んだ施策の積み重ねにより人口減少に一定の抑制が生じたものと捉えているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。水口議員。

○水口議員 それでは、次に参ります。

滝川市人口ビジョンでは、2060年に独自推計で2万7,048人となっております。滝川市の人口は、昭和58年、5万3,121人をピークに減少しており、北海道は平成9年、570万人をピークに減少しております。人口減少は、自治体の存続に大きな課題となっており、人口減少に伴う財政の縮小により市民サービスは現状維持が困難となり、施策の再構築も必要となっております。昨日の一般質問でも市立病院など新たな課題の克服に向け、第2期財政健全化計画を策定をし、そして推進をしていくとの答弁もございましたが、人口減少社会の中で市民サービスの維持のために市長は今後どのような発想、そしてどのような施策が必要とお考えか、この点についてお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますが、今後見込まれます人口減少と少子高齢化は、本市における社会構造に大きな変化をもたらし、税収の減によります財政規模の縮小は、各種行政サービスやインフラ整備、地域公共交通の維持など、これまで当たり前提供されていたものの見直しが必要とされるものと考えております。このため人口減少や少子高齢化の進展にあわせて税収などの歳入に見合った市政運営が必要であり、選択と集中による施策の取捨選択が必要になることも想定しておかなければなりません。一方でコンパクトシティーの形成に向けた取り組みやコミュニティの強化、地域活性化の核となる人材の育成、公共交通網の再編など、持続的に生活していくことが可能な環境整備に取り組む必要があると考えております。また、既に中空知定住自立圏構想で取り組んでおりますように、市町の枠を超えて圏域の中で住民が将来にわたって住みなれた地域で暮らし続けることができるよう市町間の連携を強化しつつ、効率的な行政運営を行っていくこともますます重要になると考えております。令和3年度には滝川市総合計画の改定が予定されていることから、次期総合計画の作成に向けて議員の皆様及び市民の皆様のご意見をお伺いしながら、従来

の発想にとらわれないまちづくりについて検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしく
お願いいたします。

○議 長 答弁が終わりました。

○水口議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして水口議員の質問を終了いたします。

引き続き佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○佐々木議員 新政会の佐々木和代でございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従い、
質問させていただきます。

◎1、保健福祉行政

1、児童虐待について

2、認知症対策について

1番、保健福祉行政、児童虐待についてお伺いいたします。児童虐待については、児童相談所へ
の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、大切な子供の生命が奪われる重大な事
件も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっております。厚生労働省のまとめによると、2018
年度、全国の児童相談所での虐待の相談件数は16万件を超え、過去最多を記録し、統計をとり始
めてから28年間、毎年増加していると公表されています。そこで、滝川市における児童虐待の相
談対応件数を含め、現状と課題についてお伺いいたします。

○議 長 佐々木議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 平成30年度滝川市において虐待ではないかとの相談等の件数は45件ありまし
た。そのうち調査等の結果、虐待と判断されたのは8件、全件児童相談所に通告しております。4
5件のうち児童相談所からの安全確認の依頼等で滝川市に連絡が来たのは、そのうち20件であり
ます。多くは子供の前でのDV等による警察から児童相談所に通告があったものとなっております。

悲しい事件が続く中、社会の認知度が高まっておりますので、虐待を心配する相談は増加傾向に
あります。児童の虐待防止には子育ての支援とあわせて家族支援の観点から、早い段階から家庭に
寄り添い、支援していくなどの取り組みを行っていくことが重要であると考えております。児童虐
待を発見した場合は、専門機関である児童相談所や関係機関と連携し、対応に当たることとなりま
すけれども、子供の安全確保を最優先として取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 本市の場合は、岩見沢の児童相談所と連携とか通報となると思いますが、今も岩見
沢との連携ということでお話ししていましたが、先ほどおっしゃっていたように通報してもそれで
仕事は終わりではなく、地域に帰ってきて、そこを見守っていかなければならない件数も多いか
と思うのですけれども、本市としてはどの程度の件数を何人の職員で対応されているのかお伺い
いたします。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 現在児童家庭相談室としては、3名の職員を配置しておりますけれども、子育て

応援課の中では母子、父子の児童相談員も含め、その事例、事例に応じて各課、その他協力しながら進めていくこととなります。また、件数につきましては、先ほど申し上げた45件ということになりますけれども、それ以外にもいろんな相談はございますので、それはその都度例えば子育て支援であれば健康づくり課の保健師との協力等、その場、その場に応じた対応を心がけております。

○議長 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。認知症対策についてお伺いいたします。

65歳以上の10パーセントが認知症患者と言われる中、一方では人口減少に伴い、働き方改革で希望者は70歳まで働くなど高齢者の就業促進が行われ、ますます認知症の予防は大切になると考えます。しかし、認知症に罹患してからの受診では患者本人が拒否するケースも多く、家族が大変苦勞している姿を目にします。そこで、滝川市で実施している特定健診の検査項目に認知症の検査も加え、早期発見につなげることで認知症予防になり、元気に働ける高齢者の就業にもつながると思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 糖尿病などの生活習慣病に罹患している方は、認知症になりやすいということが明らかになっていることから、早期の指導が認知症の予防になると言われております。こうしたことから、きのう三上議員の質問の答弁の中にもありましたけれども、体操教室、生活習慣病の対象者などに体操教室であるヘルシーエクササイズですとか、特定健診受診者の対象者に対して事後の保健指導などを行っているところです。

特定健診に関しての内容になりますけれども、当市における特定健診の検査項目につきましては、より多くの病気の早期発見、早期治療につなげるために、国が指定するもののほかクレアチニン、尿酸値、空腹時血糖及び心電図検査を追加して実施しておるところですけれども、ご質問にある認知症そのものに対する検査は今のところ行ってはおりません。認知症予防につながる検査としましては、脳ドックですとか簡易知能評価、血液検査などが考えられます。これらの検査を実施するためには、まず国保会計の中で賄わなければならないのですけれども、何らかの検査を毎年継続して実施していくということをするためにまず財源を確保したいと考えておりますが、そのために国保会計の安定運営を図っていかなければならないのですけれども、現在国保会計はようやく赤字を脱却したところであり、国保の安定的な黒字を図ることをまず努めていきたいと考えています。

また、検査の実施についてなのですけれども、現在特定健診は市内15の医療機関にご協力をいただいております。新たな検査の追加について受け入れ態勢をとっていただけるよう各医療機関にご理解をいただかなければなりません。佐々木議員から質問をいただいて、もし効果があるのだっただけでできるかどうかという効果の検討とあわせて、本当に実現できるかということで医療機関にも問い合わせてみたのですけれども、現時点ではちょっと受け入れてもらえる見通しが立っていないという状況になっています。

こうしたことから、早急な導入は難しいと考えておりますけれども、認知症等に係る何らかの検査を追加することによって、特定健診を実施すれば認知症を含めた多くの病気の早期発見、早期治療につながることや特定健診の魅力が高まり、受診率そのものも向上するのではないかとというよう

な期待もしているところです。何らかの検査の項目をどうするかという将来的な導入を見据えて、
どういう検査をどうの方法で実施するのが効果的なのか、ほかの自治体での事例も収集しながら、
今説明しました医療機関との調整ですとか国保会計の安定的な黒字に向けて努力してまいりたいと
考えております。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 前向きにご検討いただいております。

ただ、特定健診の受け皿である病院のキャパの問題で実施できないとか、財源の問題とかという
お話も今出ていましたが、私ちょっと調べてみました。今は電話でオペレーターにつながり、3、
500円ぐらいで10分程度で検査を終了するというシステムがございます。その正確性も97
パーセントぐらいまでに達しているということで、何よりも自宅でできるというのがいいのではな
いかなと思います。

さらに、TDASというタッチパネル式の認知症の検査器具なのですけれども、何と滝川市でも
保有しております。地域包括支援センターで毎週、毎月かな、1回、金曜日に予約制で実施をして
いると思います。ただ、これは高齢者を対象に今はやっていますので、高齢者だけでなく、例えば
私を含め働き盛りの50歳から検査できるように市内の企業の健康診断のときに貸し出しをする
とか、経費がなくてもできることがあるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
お伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 今ご質問にありました電話で検査できるというのは、ちょっと私は知りません
でした。以前ご相談させていただいたときの問診でできる検査方法ですとか簡単にできる検査方法も
ありますし、道内の他の自治体で国保会計等で行っている特定健診は、十数種あるのですけれど、
すべて脳ドックになっています。簡単な検査というのは、多分受け入れてくれると思うのですけれ
ども、結局特定健診とするためにはその結果について診断なり、診察しなければなりませんので、
そのお医者さんの対応がどのようにできるのかということは今後調整していきたいと思ひますし、
今お話のありました簡易な検査等についてのやり方についても検討していきたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 私は特定健診という切り口で質問させていただきましたけれども、その意図は高
齢者ではなく、これから70代まで働かなければならない時代になりますので、50歳ぐらいから
の働き盛りからの認知症の早期予防ということを考えておりますので、その辺はご理解いただけま
すでしょうか。

○議 長 佐々木議員、50歳以上の対応についてお伺いしたいということによろしいですか。
市民生活部長。

○市民生活部長 特定健診ではなくてもいいとは私も思いますけれども、私の所管としましては、
認知症の予防ということもありますけれども、病気を早く発見して、早く治していくことによって
医療費を削減するという、やることはもしかしたら同じかもしれませんが、若干目指してい
るところが違うのかもしれませんが、それでも国保会計の中で若年層からの何らかの健診を50代

に限らず入れることによって、認知症も含めた病気の早期発見につながっていけばと考えております。また、国保以外の方についても何らかの方法ができるのかどうかは、市役所内の中でいろいろ検討しなければならないと思いますので、それも含めて考えていきたいと思っております。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

◎2、市立病院

1、外来受診の待ち時間短縮システム導入について

○佐々木議員 次の質問に移ります。滝川市立病院の外来受診の待ち時間短縮システム導入についてお伺いいたします。

滝川市立病院の外来受診において、待ち時間が長く半日も待たされるとか、ある市民は朝の8時半に行って、診察して薬もらって帰ってきたら3時過ぎていたというお話も聞きます。高齢者、特に認知症の患者さんは、待っていることが困難なケースも多く、待ち時間の短縮が望まれます。最近では、受診の順番が来る少し前にスマートフォンなどにお知らせするシステムもありますので、このようなシステムを導入し、スムーズな診療を行うことが市立病院の経営改善にもつながり、介護現場の人手不足解消にもつながると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 待ち時間短縮について、システム導入についてご答弁させていただきます。

まず、当院の診察までの待ち時間になりますが、平成31年2月の調査で内科と整形外科は最長4時間弱となっておりますが、平均では1時間ほどでございます。また、それ以外の診療科につきましては、平均で30分前後というふうになっております。診察のお知らせシステム導入につきましては、以前検討したこともございますが、導入費用が高額なこともあり、見送りとなった経過がございます。

待ち時間対策といたしましては、各診療科で診察順番や診察までのおおよその待ち時間を伝えるようにしているほか、院内にフロアマネジャーを配置し、待たされている方の視点に立ち、目配り、気配りに重点を置いて対応しているところであり、今後も待合患者の不安や不満の解決、解消に向け、より一層努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 市立病院側は、お金のない中で一生懸命やっているというのは理解できますが、市民にとっては改善されていない、そういう感想でございます。ただ、市立病院は頑張っているといっても市民からしたら結果が出ていないというところで、どんどん受診する人が減ると。このまま市立病院の経営状態も今悪い中で市民が離れていくと、負の連鎖に陥るばかりだというふうに考えます。

そこで、例えば今お金を使わなくてもできるようなところから、今は一生懸命市立病院の内部でお知らせしたり、案内する人を置いたりしているかと思うのですがけれども、例えば滝川市内にある介護事業所の人たちが利用者さんを連れて朝からびっしり病院に受診に付き添っている姿も見られます。その連携をして、話し合いをして、例えば急性期ではない定期的な受診のときとかは、こ

の施設はこの曜日とかこの時間とか振り分けて、少しでも市民が使いやすいように、市立病院だけではなくて、市民側との話し合いとか連携というものをやっていったらいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 システムの導入につきましては、多額の費用を要することもございまして、なかなか難しいかなというふうに思います。あと、介護施設入居者だけを特別に扱うことはできませんけれども、先ほども申しましたが、現在も診察の待ち時間を表示したりだとか、そういうこともしておりますので、施設から何か具体的な提案がございましたらご相談には対応させていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 答弁が終わりました。

○佐々木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして佐々木議員の質問を終了いたします。

引き続き渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 おはようございます。会派みどりの渡邊でございます。一番最後の質問者となりましたが、通告に従い、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、市民の信頼回復について
- 2、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- 3、子ども・子育て窓口の一本化について

まず、1件目、市長の基本姿勢、項目の1番目として市民の信頼回復についてお伺いいたします。公用車の車検切れを失念し、車両を運転していました。酒気帯び免停にもかかわらず、車を運転していた。公務員のアルバイトが発覚した。このような不祥事が続いたことに市民は大変怒って、怒っております。滝川市のホームページにはおわびを掲載しておりますが、市民の多くはホームページを見ていません。市民から公務員としてのモラルが問われている中、二度と繰り返さないためには個人的な問題とせず、市役所全体が目目をそらしてはいけな問題であると認識しなければならないと思います。昨日も市長は東元議員の質問に対し、冒頭おわびをしておりましたが、改めて市長のご見解をお伺いいたします。

○議 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡邊議員のただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

昨日の東元議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、今回のたび重なる職員の不祥事事案につきまして、法令を遵守する立場にありながら、滝川市及び職員全体の信用を著しく失墜させ、さらには市民の信頼を大きく損ねる結果となりました。職員が日ごろ培ってきた市民の皆さん方との信頼関係が一瞬にして無に帰されるばかりではなくて、社会からの滝川市に対する不信感を招かざるを得ない状況にあるということは、渡邊議員がおっしゃるとおり、個人的な問題とはせず、滝川市全体の問題として全職員が危機感を共有し、早期の信頼回復が急務だと認識をしております。

ます。先般職員の皆さんに訓示をさせていただいたときにもこれもオール滝川で行えと、そしてオール滝川で回復しなければいけない問題と職員の皆さんに訴えたところでもございます。一度失った信用を回復することは決して容易ではございませんが、職員一人一人が自覚ある行動を地道に重ねて、一日も早く市民の皆様の信頼を回復できるよう全職員が一体となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 ただいま市長から職員に訓示をされたということで、そこで1点お伺いしたいと思っておりますけれども、その訓示後における職員の意識の変化、また庁舎内の雰囲気というのは変わったと思うかどうか、副市長、伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。副市長。

○副市長 昨日の東元議員、本日の渡邊議員から今回の不祥事についてのご質問をいただきました。このことについては、あってはならないことでございますし、市長を補佐する立場として私の指導力不足ということで、市民の皆さんにご迷惑をかけまして大変申しわけございませんでした。私の立場からも本当に市民の皆さんにご迷惑かけて申しわけございませんでした。

職員の意識の問題ということでございますけれども、市長の訓示以降、職員の意識という中は個々の問題でございますので、内面までは推しはかることはできませんけれども、市政というのは市民の信頼があって初めて行政というものが成り立つというふうに考えてございます。そういった意味では、日々意識を持ってもらうように私を含め管理職の皆さんに時折その時々意識を持ってもらうように指導していきたいと思っておりますし、そういうことを続けていって、積み重ねていながら市民の信頼に添えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 2項目めの滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、先ほど水口議員の質問でほとんどが説明しておりますので、2項目めについては取り下げたいと思います。

それでは、3項目め、子ども・子育て窓口の一本化についてお伺いしたいと思います。前田市長は、子育て支援に対する取り組みに結構重きを置いているなど認識しております。これからのまちづくりのベースは、子育て世代に対する支援が必要と考えます。子供の声が響き、子育てする若い親がいる限り、少子化は避けられるのではないかと考えております。子ども・子育てに優しいまちづくりを進めることが必要と考えます。いろいろ課題があることは承知の上で、子供関連の施策を担当する部署が縦割りではなく横断的に連携し、窓口や情報の一本化を図り、行政の一元化に取り組むことに対するお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 昨年10月から子育て応援課を保健センターへ移動し、健康づくり課と協力しながら、子育て世代包括支援センター事業を展開しております。妊娠期から子育て期にわたっての切れ目ない支援を行えるよう母子保健事業、子育て支援事業の連携体制づくり、また包括的な支援に努めております。保健センターへの移動からおよそ1年が経過したこともあり、利用者の認知度も

かなり高まってきたものと考えております。児童虐待に係る情報や支援を必要とする家庭の情報共有等についてもさらにスムーズになり、スピーディーな対応につながっているほか、健康づくり課と子育て応援課の両方にご用のある方についても移動の必要がなく、利便性が向上したと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

◎2、建設行政

1、排雪（雪捨て場）について

○渡邊議員 それでは、2件目の建設行政について、排雪、雪捨て場についてお伺いします。

大型ダンプによる排雪は、中島町の河川敷地に搬入しております。市内の中心部の町内会等の排雪では、捨て場までさほど時間を要していません。しかし、東滝川地区においては、往復二十数キロ離れていることから、排雪の日数が2日から3日ほどかかっております。当然経費も高くなります。従前東滝川地区の排雪は、空知川河川敷に搬入していたようだと認識しておりますが、現在は使用されておられません。北海道開発局札幌開発建設部と東滝川地区の排雪の搬入については、大型車も空知川河川敷へ搬入できるよう協議することについて考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 排雪についてのご質問ですけれども、江部乙地区を除く市内全域の排雪作業の雪は、中島町の石狩川河川敷地にある雪堆積場に運搬しております。議員の質問のとおり、東滝川地区のように雪堆積場までの距離が遠い地区については、作業効率を考慮し、運搬車両の台数をふやすなどの対応を行い、作業時間の短縮に努めているところでございます。

町内会排雪におきましては、費用の2割を負担していただいておりますが、トラックの台数、作業時間がふえることにより町内会の費用負担が大きくなります。その費用を削減するため、新町の空知川河川敷地にある雪堆積場に搬入できるよう協議することについてのご質問でございますけれども、河川敷地の占用条件に大型車の規制があるわけではございません。市が占用を受け、管理する空知川河川敷地の雪堆積場は、使用できる面積が小さいことに加え、近年民間事業者による搬入台数がふえ、多いときには1日に1,000台以上を受け入れている状況でございます。受け入れ許容量を超えることによりシーズン途中での閉鎖を未然に防ぐため、従前より小型専用として限定しているところでございます。また、事業費の削減のため町内会排雪においては、必要最低限の道路確保を目的とした作業となるように引き続き地域へ働きかけていきたいと考えてございますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

◎3、教育行政

1、不登校の取り組みについて

2、小学校の英語教科化について

○渡邊議員 それでは、3件目、教育行政に入らせていただきます。

1項目め、不登校の取り組みについてお伺いします。不登校に至る経緯としては、何らかの心理的、身体的等の理由から登校しない、あるいは登校できない状況に陥ってしまう。また、文部科学省の調査では、30日以上欠席をすることが不登校として位置づけされております。市教委として不登校児童生徒が不登校になる経緯や状況をまず把握されているのか。また、新学期になると情緒が不安定になり、学校に行きたくないというサインを家庭と共有されることが望ましいですが、不登校に対する対応のマニュアル的なものが存在するのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまの不登校に対する取り組みについてお答え申し上げます。

滝川市教育委員会では、毎月各学校から不登校の児童生徒に関する報告を受けており、本人の現状や欠席の要因のほかに、保護者や家庭の状況についても把握することが可能となっております。不登校による欠席の要因につきましては、年々複雑化、多様化しておりまして、それぞれのケースに応じた適切な対応が求められることから、本市ではマニュアル等は作成しておりませんが、北海道教育委員会や関係機関等がまとめております不登校に対する効果が見られた対応の例などの資料も参考にしながら、さまざまな不登校事案に対応できるよう取り組んでいるところであります。

各学校におきましても不登校の児童生徒がどのような状態にあるのか、またどのような支援を必要としているのかをしっかりと見きわめ、一人一人に寄り添った個別の支援を行えるよう教育委員会と情報共有しながら、組織的、計画的な対応による不登校の解消に努めているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 再質問させていただきます。

過日道新の朝刊にこういう不登校の取り組みに対する記事が載っておりました。その中に学校における保健室とか相談室の利用を図られているという状況と、また校長室を不登校になった児童生徒が利用するというような効果があるというような記事が掲載されておりました。そこで、現行においてこのような校長室の開放というか、そのような措置がとられているのかについてお伺いします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 議員ただいまご指摘のとおり、不登校の対応として保健室ですとか相談室等の登校によって少しでも登校を促す環境づくり、そういったものに取り組んでいるところは非常に多いと思います。そういった環境づくりの一つとして、校長室の利用というのも考えられるところではあります。市内において校長室を利用したことによって特に効果があったという報告は現在のところ受けておりませんが、子供の状況によっては、例えば校長先生と不登校になる前に非常に人間関係がよかったとかそういう状況があれば、そういった選択肢の一つとして利用も考えられるところでもあります。その他学校以外でも市で設置しております適応指導教室の利用ですとか、そういったさまざまな取り組みを進めて、児童生徒が本格的な登校につながるような段階の一つとして各

学校取り組んでいるところだという状況であります。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 2項目めになりますけれども、小学校の英語教科化についてお伺いいたします。

文部科学省が発表した新学習指導要領においては、小学校の5年生から英語が教科となり、成績がつくようになります。現行においては、外国語指導助手、ALTによる指導で、英語に親しみ、なれ、楽しむことが求められていると思います。教科となると、英語ができるようにしなければならないと思います。そこで、小学校での英語の必要性についての教育委員会としての考えと現場においてこの英語指導ができる教員の対応についてあわせてお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 小学校の外国語教育についてお答え申し上げます。

近年グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでの一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定され、教育委員会といたしましても今後の外国語の指導等についてさまざまな協議をしているところであります。

小学校においては、2020年4月から新しい学習指導要領を踏まえた教育課程の編成による教育活動が行われることになり、新たに外国語、英語が教科となります。学習指導要領では、外国語の指導におけるポイントとして、コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することが上げられております。このような外国語の指導に当たりましては、従前どおり、学級担任が主となるため、教育委員会では小学校教員の外国語活動の指導力と外国語力の向上を喫緊の課題と捉え、今年度外国語巡回指導教員研修事業を導入しています。この事業では、外国語の実践的指導力を有する教員が複数の小学校を巡回指導することで学校間における教員の指導力の差を生じにくくし、教員個々の外国語力の向上にも資するものと考えているところであります。また、生きた外国語に触れる機会を確保するため、これまで同様引き続きALTを市内全小学校へ配置し、外国語や異文化に親しめる環境を整備するとともに、学校担任とALTとが2人1組で授業を行うチームティーチングによる指導の実施により児童の外国語を使ったコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

以上であります。

○議 長 答弁が終わりました。渡邊議員。

○渡邊議員 最後になりますけれども、英語教科の導入ということで、先生方の負担ということも大きくなるかなと思うところです。そこで、教育長にお伺いしますけれども、この英語教科に対する市教委としてメリット、先ほど答弁でありましたけれども、教育長としてのメリットはどこにあると思うかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育長。

○教育長 教育長としてのメリットと言われるとちょっと返答に困るのですが、ただ英語教育の必要性というのは昔から言われていて、教科としても中学校ではやっていたし、2002年

から総合学習で、もう20年前から小学生でも親しめる環境づくりをしてきたという経過があります。そういった中で、小学生段階から聞く、話す、そういったことにも親しんだ教育が必要ではないのかという、そしてまた今後大きくなって就職とか世界で活躍できる人材の育成ということもきつと視野にあるのではないかなというふうに私としては思うのですけれども、これだというのはちよっとお答えできませんけれども、意味はあることだと思っております。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。

○渡邊議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を全て終了いたします。

◎日程第3 報告第4号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

○議長 長 日程第3、報告第4号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第4号 株式会社滝川振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

なお、報告する内容は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第57期事業年度の事業報告でございます。

お手元の資料1ページをごらんください。1の事業概要ですが、株式会社滝川グリーンズを消滅会社として合併し、一切の資産、負債等を引き継ぎ、借入金が増加しました。また、振興公社管理ビルの老朽化に伴い移転改修を行うとともに、緑町学生会館については市との賃貸借契約を解除しました。主力事業であるゴルフ場の利用者数は、昭和52年の開場以来延べ153万人を超えましたが、今事業年度におきましては石狩川の増水、台風と胆振東部地震によるブラックアウトの影響等により来場者が大きく減少したというところでございます。このような中、本社と各部門の連携強化、それから業務の迅速化による利用サービスの向上、事務事業の効率化を図ったことにより、収支改善に努めたところございます。以下、ゴルフ場事業ほか3事業の部門別事業概要につきましては、お目通しをお願いいたしました。

続きまして、2ページ、3ページ、4ページ庶務事項につきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページをごらんください。貸借対照表です。千円単位で申し上げます。まず、資産の部、流動資産2,666万5,000円、固定資産3億5,566万3,000円、繰延資産については滝川グリーンズとの合併により、滝川グリーンズが抱えていた負債を資産等超過差額として6,956万7,000円を新たに計上し、資産合計で4億5,189万5,000円となりました。負債の部ですが、6億6,975万2,000円となっております。純資産の部につきましては、マイナス2億1,785万6,000円となっており、負債、純資産合計につきましては4億5,18

9万5,000円となりました。

6ページをごらんください。損益計算書です。売上高1億822万8,000円、売上原価37万4,000円、売上総利益は1億785万4,000円となりました。販売費及び一般管理費は8,844万7,000円で、営業利益が1,940万6,000円となりました。さらに、営業外収益が321万6,000円、営業外費用が22万3,000円となり、経常利益が2,239万8,000円となりました。税金を差し引きますと1,528万4,000円の当期純利益となったところでございます。

7ページの販売費及び一般管理費、8ページの株主資本等変動計算書につきましては、お目通しをお願いいたします。

9ページの附属明細書の1、資本金及び準備金の増減については、株式会社滝川グリーンズとの合併により資本金が1,200万円増加したところでございます。2、借入金の増減につきましては、株式会社滝川グリーンズとの合併などにより5,600万円増加したところでございます。

10ページの固定資産の取得及び処分減価償却費明細書につきましては、当期増加額は株式会社滝川グリーンズとの合併に伴い8,469万4,000円で、期末残高は4億2,523万円となりました。

11ページは監査報告書、12ページは取締役名簿並びに株主名簿です。お目通しをお願いいたします。

続きまして、第58期事業年度の事業計画についてご説明申し上げます。14ページ、事業計画につきましては、前期57期と同様滝川市からの受託事業とゴルフ場事業、賃貸建物事業を柱に事業を予定しております。

15ページの予定損益計算書ですが、売上高につきましては1億1,211万9,000円を見込み、当期純利益を1,631万4,000円と見込んだところでございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 市民ゴルフ場なのですけれども、決算書等を見たところ去年の7月の大雨が影響して、結構日数がオープンできなかつたということで売り上げが悪いのですけれども、この大雨の対策で、何回も石狩川増水してしまして、多分どういふふうに対応したらいいかというマニュアルみたいなものはあると思うのですけれども、昨年7月の大雨の段階で準備をどういふふうにするか、それから実際に増水したときにどういふ行動をとるかというのはやっていると思うのですけれども、ゴルフ場だから特にオープンが一日でも少なくなると直接売り上げに響く業種ですから、その対応について本当にベストの対応ができたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ゴルフ場についてですけれども、高水敷に水がついたという状況になりますと、およそ過去の経過からいきましても大体17日間ぐらいクローズという状況に陥るといことがわかっております。一旦水がつくという状況が近づいてきますと、設備を引き上げるのにクレーン代

がかかったり、それから営業できませんので、営業損失が発生するというような状況でございますけれども、これまでの経験値でゴルフ場の職員がぎりぎりまで状況を判断しながら、必要最小限の避難状況を何段階かに分けて積み上げて、被害状況を最低限にするというような努力をしております。もちろん市のほうとしまして、防災担当から発出される気象情報等を随時ゴルフ場のほうに連絡するというようなことで連携を密にとりまして、そういった必要最小限の被害にとどめるような手続の一助をとっているというような状況で、全体でそういったものに当たっているということでの対策であります。

○議 長 答弁が終わりました。山口議員。

○山口議員 経験値で対応をしたということなのですが、職員の方の引き継ぎがうまくいけばいいのですが、確認ですが、きちとした経験値をもとにした対応マニュアルみたいなものはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 済みません。答弁がちょっと言葉足らずだったかもしれません。マニュアルについては、整備されているということで確認してございます。

○議 長 答弁が終わりました。山口議員。

○山口議員 今マニュアルがあるということなのですが、水害のタイムライン、毎回その対応で対策を足していくという手法をとっているのですが、今あるゴルフ場のマニュアルは完璧で、もう改善点はないということで理解していいのですか。

○議 長 答弁を求めます。副市長。

○副市長 マニュアルの件でございますけれども、今撤去マニュアルというのはございます。それで、今ご質疑のタイムラインにつきましては、当然開発局の石狩川の水位状況を経験的に見て、どこまで撤去するかというところは、これはマニュアルというか、マニュアル外で整備してございます。ですから、完璧かという、この時代完璧というマニュアルは存在しないというふうに思っています。経験を積み重ねていって、マニュアルの変更をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解願いたいと思います。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第5号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議 長 日程第4、報告第5号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第5号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

なお、報告する内容は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の事業報告でございます。

初めに、お手元の資料1ページをごらんください。大きなI、継続事業につきましては、3つの事業を実施しております。国際交流事業につきましては、1ページから4ページまで15の事業の実施内容について、国際協力事業につきましては4ページから5ページまで5つの事業の実施内容について、国際理解事業につきましては5ページから7ページまで6つの事業の実施内容についてそれぞれ記載しておりますので、お目通し願います。

続きまして、7ページ、大きなII、その他事業につきましては、2つの事業を実施しております。国際理解事業につきましては、7ページから9ページまで5つの事業の実施内容について、調査・研究事業につきましては9ページから10ページまで4つの事業の実施内容についてそれぞれ記載しておりますので、こちらをお目通しを願います。

続きまして、10ページ、法人会計につきましては、調査研究事業と会議につきましては10ページから14ページまで各事業と、それから会議の開催状況を記載しておりますので、お目通しを願います。

15ページをお開き願います。会員につきましては、平成30年度は正会員個人が143口、団体が84口、賛助会員個人は200口、団体は9口、計436口となっており、前年比1.4パーセントの増となったところでございます。

次に、平成30年度の決算状況につきましては、16ページから27ページにかけて記載しておりますが、平成30年度収支計算書にてご説明いたしますので、26ページをお開きください。事業活動収支の部につきましては、このページの中段、事業活動収入の計は4,767万8,129円、同じページ、下段の事業活動支出の計は4,357万6,444円、当期の事業活動収支差額は410万7,485円となったところでございます。27ページをお開き願います。投資活動収支の部につきましては、投資活動収支差額はマイナス400万円となったところでございます。財務活動収支の部については、収入支出ともになく、予備費支出もありませんでした。よって、当期収支差額の10万7,485円と前期繰越収支差額とを合わせて、次期繰越収支差額は504万5,203円となったところでございます。

続きまして、平成31年度の事業計画でございます。28ページから33ページにかけて本年度の事業計画を記載しておりますが、3つの推進目標を掲げ、既存事業をさらに深めた各種事業を実施する予定となっておりますので、お目通しを願います。

次に、平成31年度の予算につきましては、34ページから39ページにかけて記載しておりますが、平成31年度収支予算書にて事業活動収支の部についてご説明させていただきますので、38ページをお開き願います。平成31年度の事業活動収入計につきましては4,360万1,000円、事業活動支出計につきましては4,131万8,000円となっており、事業活動の収支差額は228万3,000円の予算となったところでございます。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第6号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議長 長 日程第5、報告第6号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第6号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

なお、報告内容につきましては、平成30年度の事業内容となっております。

事業報告書の1ページをお開き願います。初めに、事業報告でございますけれども、I、学習機会の提供に関する事業についてでございますけれども、1つ目、リブラーン講習会につきましては、講師に気象予報士の天達氏をお招きし、記載のとおり実施したところであります。2の講座の実施につきましては、9ページまで記載をしております。教養講座から健康・運動、趣味・実用、語学、体験講座など53講座を開催したところでございます。なお、講座の内容につきましても市民の皆様の多様なニーズに沿うよう、またより多くの方に受講いただけるよう魅力ある講座づくりに取り組んだところでございます。詳細については、お目通しを願います。

次に、9ページの下の方にあります3のリブラーンいきいきカレッジの開設でございます。これは、福寿大学から移行して初年度の事業でありましたが、受講生54名が毎月の必須講座のほか選択講座、特別講座に出席されるなど、新しい環境の中で高齢者の学びの場がスタートしたところでございます。

以降12ページまでは、資格検定を初め、その他の事業、会議の開催状況を記載しておりますので、お目通しを願います。

次に、決算報告でございます。14ページをお開き願います。I、事業活動収支の部でございますけれども、事業活動収入計、これはA欄でございます。決算額1,099万2,805円となりまして、予算に対しまして67万2,195円の減となっております。主な要因としましては、会費収入の減、予定していた講座の一部中止により受講料が得られなかったこと、また各講座の受講者数が見込みを下回ったことにより減となったものでございます。次に、事業活動支出計、B欄でございます。決算額1,490万1,479円となりまして、予算対比で136万3,521円の減となっております。これは、事業費支出のうち、学習機会提供事業で3講座が中止となったこと及び受講者数が見込みを下回ったことにより減となったこと、またリブラーン講演会の講師謝礼金及び会場借り上げ料の支出減によるものでございます。事業活動収支差額としまして、C欄でございます。マイナス390万8,674円となったところでございます。

次に、Ⅱで投資活動収支の部でございます。収入につきましては、基本財産取り崩し収入が450万円、支出につきましては基本財産取得支出で100万円、特定資産取得支出が10万円、これによりまして投資活動収支差額、これはF欄でございますけれども、340万円となったところでございます。予備費の支出はございませんでした。

これによりまして当期収支差額、Hの欄です。50万8,674円の不足となりましたが、前期繰越収支差額169万3,481円を加えまして、次期繰越収支差額、これはJ欄でございます。118万4,807円となったところでございます。

なお、15ページから26ページにつきましては収支に関する資料、27ページにつきましては監査報告でございますので、お目通しを願います。

次に、平成31年度、実質令和元年度の事業計画でございます。29ページをお開き願います。学習機会の提供に関する事業でございますが、1、講習会の開催につきましては、多くの会に市民の方にお越しをいただけるよう著名な講師をお招きした講演会を開催したいと考えてございます。2の講座の開催では、会員の方々の意向を反映させ、教養及び健康・運動と趣味・実用、語学講座を中心に新規10講座を含め、46種類50講座を計画しております。いずれも気軽に参加でき、楽しく学べる内容を盛り込んだところでございます。33ページから34ページまでは、その他の事業につきまして記載をしておりますので、お目通しを願います。

次に、収支予算でございます。36ページをお開き願います。事業活動収入につきましては1,155万9,000円、事業活動支出では1,596万6,000円、投資活動収入では970万円、投資活動支出では610万円、予備費として20万円を見込み、これに前期繰越収支差額100万7,000円を充てる予算となっております。

なお、37ページから40ページにつきましては、収支に関する資料でございますので、お目通しを願います。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第6号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第7号 監査報告について

報告第8号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第6、報告第7号 監査報告について、報告第8号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第7号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告いたします。

監査の対象は、産業振興部、保健福祉部、市民生活部を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成30年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に注意が必要と思われる事項といたしまして、産業振興部では本市部局内に事務局等を設置している外郭団体の経理事務において前年度の繰越金に係る収入伝票を作成していないこと、保健福祉部では契約事務において1者限定の随意契約となります委託業務で財務規則に規定する予定価格調書を作成していないこと、市民生活部では契約事務において委託業務の契約書別表中の見出し欄に誤記があったこと、また1者限定の随意契約となります委託業務で財務規則に規定する予定価格調書を作成していないことなどが見受けられ、これらについては関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう各部に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第7号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第8号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成31年4月分から令和元年6月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。軽易な事項については、検査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第8号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第7号及び第8号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第7 意見書案第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教

職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた要望意見書

○議長 日程第7、意見書案第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案1件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、可決されました。

◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出を議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第3回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とするこ

とに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長からの発言の申し出がございません。これを許したいと思います。市長。

○市 長 それでは、議長にお許しをいただき、令和元年第3回滝川市議会定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日に開会いたしました本定例会でございますが、本日までの15日間、各議員におかれましては、積極的にご審議賜りましたことに感謝とお礼を申し上げます。特に平成30年度各会計決算におきましては、審査特別委員会を設置するなどし、精力的に審査、ご議論いただき、いずれも可としてご認定をいただきました。また、全て上程させていただきました議案につきましても可としてご認定をいただきましたことに心からのお礼を申し上げる次第でございます。厳しい滝川市政の状況ではございますけれども、今後とも今定例会でいただいた議案等、そしてご意見等を参考にしながら、市政の推進に努めるつもりでございますので、今後ともご指導、またご協力を心からお願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とします。

大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時55分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員